

ジェネリック医薬品に替えてみませんか？

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

■ ジェネリック医薬品とは

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に販売される、新薬と同じ有効成分・品質・効き目・安全性があると国から認められた医薬品です。

製品によっては、新薬よりも飲みやすくなるよう大きさや味、においなどが改良されているものもあります。

■ ジェネリック医薬品を使うと医療費が抑えられます

ジェネリック医薬品は、新薬に比べて開発コストがかからないため薬の値段が5割程度、中にはそれ以上安くなるものもあります。毎年7月、1月頃に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を対象の方にお届けしています。

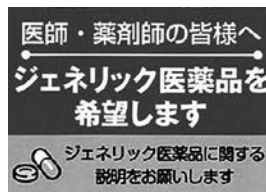
お知らせが届いた被保険者の皆さまは、ジェネリック医薬品に切り替えることによって、自己負担の軽減や医療費の抑制につながることが期待されていますので参考にしてください。



■ 「ジェネリック医薬品希望シール」ご活用ください

「ジェネリック医薬品希望シール」をお薬手帳に貼って、ジェネリック医薬品を希望する意思を伝えましょう。シールは住民福祉課国保年金係（役場1階②番窓口）に置いてありますので、ぜひご利用ください。

※処方希望しても、ジェネリック医薬品へ変更できない場合や、処方が適さない場合があります。まずはかかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。



年金を受けている方が所在不明になったときは届出が必要です

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111 / 岡谷年金事務所 ☎23-3661

■ 年金を受けている人が行方不明の時は

年金を受けている方の所在がひと月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届出を速やかに行うことが義務付けられています。お近くの年金事務所へ届け出てください。

お届けいただいた後、受給権者ご本人の健在を確認し、所在が不明な場合は、年金の支払いが一時的に止まります。

■ 年金を受けている人が見つかった時は

年金の支払いが止まっている方の所在が明らかになった時は、年金のお受け取りを再開するための手続きが必要になります。お近くの年金事務所まで再度お手続きください。

年金の不正受給は犯罪です。親族側に不正受給の意図がなくても、支払い停止の手続きがされず、年金が支払われ続けていると、不正受給とみなされる可能性があります。

年金は公的なお金です。正しい運用にご理解とご協力をお願いします。

● 「広報ふじみ 縮刷版」を販売しています

問 総務課 文書情報係 ☎62-9321

刊行物	掲載期間	販売価格(税込)
第1巻	昭和43年 7月～昭和59年 9月	3,000円
第2巻	昭和59年10月～平成 6年12月	5,000円
第3巻	平成 7年 1月～平成12年12月	(セット販売)

